

## 鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領

### 1 趣旨

この要領は、建設工事（県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）の所管に係るものに限る。以下同じ。）について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、その入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者から当該入札において提示した建設工事の請負代金の積算内訳を示す書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 持参義務

紙入札のすべての入札参加者は、当該入札の場所に工事費内訳書（別記様式又はこれに準じた書式によるものに限る。以下同じ。）を持参しなければならない。

### 3 提出義務

- (1) 電子入札のすべての入札参加者は、当該入札の所定の入札期間内に工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 紙入札のすべての入札参加者は、当該入札の際、2により持参した工事費内訳書を、当該入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）に提出しなければならない。

### 4 工事費内訳書に記載すべき事項

工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（支店長等）の職名・氏名
- (4) 入札価格
- (5) 工事費の内訳

工事費の内訳は、当該工事に係る閲覧用設計書の各項目に対応するものとし、その項目ごとの単位、数量及び金額を、少なくとも次の項目について表示するものとする。

#### ア 土木系工事（土木工事積算基準によるもの）

閲覧用設計書の本工事費内訳書及び明細表に記載されているものうち、工事区分・工種・種別・細別に対応するもの及び労務費等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に規定する材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和6年国土交通省令第105号）第1条に規定する法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金をいう。）以下同じ。）

#### イ 建築・設備系工事（建築積算基準によるもの）

閲覧用設計書の種目別内訳書、科目別内訳書及び中科目別内訳書に記載されているものうち、種目・科目・中科目に対応するもの及び労務費等

#### ウ その他の工事

原則としてアに準じて作成するものとする。ただし、特に必要がある場合は、別に定めるところによる。

## 5 提出方法等

- (1) 3の(1)による工事費内訳書の提出は、それに記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、所定の場所への持参とする。）により行うものとする。
- (2) 3の(2)による工事費内訳書の提出は、入札執行職員が指示するところに従って行うものとする。
- (3) いったん入札執行職員に提出された工事費内訳書については、その指示による場合を除き、修正、差換え、引換え又は撤回を認めない。
- (4) 工事費内訳書を提出しない入札参加者及び(1)又は(2)により提出した工事費内訳書が次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。
  - ア 工事費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が第1回目の入札書に記載した入札価格と異なるもの
  - イ 積算内訳が積算区分（工種・種別・細別又は種目・科目・中科目とする。以下同じ。）ごとに記載されていないもの又は労務費等の記載がないもの
  - ウ 必要な積算区分について記載がないもの
  - エ 値引きをする場合において、その内訳が積算区分ごとに記載されていないもの
  - オ その他重大かつ明白な不備があるもの

## 6 保管

当該入札に係る工事を所管する課長は、入札を執行した後、5の(1)又は(2)により提出された工事費内訳書を、他の入札関係書類と併せて保管するものとする。

### 附 則

この要領は、平成14年5月22日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

### 附 則

この改正は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成17年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

### 附 則

この改正は、平成18年3月8日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

### 附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この改正は、令和8年5月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用する。

2 改正後の5（4）イの規定については、令和8年9月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあ

っては、入札日の通知)を行う建設工事の入札について適用し、同日前に調達公告(調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知)を行った建設工事の入札については、なお従前の例による。

